

議案第九十号

田代地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年九月十九日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二十九日現在の地番による。）
大字田代 字東平岩	<p>大字田代字東平岩のうち一九七の次一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字田代字貳ノ岨二六六の二、二六七の一</p> <p>大字田代字高丸七〇〇の八</p> <p>大字田代字香水谷七〇一の二</p>
大字田代 字西柿谷	<p>大字田代字西柿谷の全域</p> <p>大字田代字高丸七〇〇の一五、七〇〇の一七、七〇〇の二九、七〇〇の四三</p>
大字田代 字貳ノ岨	<p>大字田代字貳ノ岨のうち二六六の二、二六七の一、二九三の三、二九三の四以外の区域</p>
大字田代 字三窪田	<p>大字田代字東平岩一九七の次一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字田代字貳ノ岨二九三の三、二九三の四</p> <p>大字田代字三窪田の全域</p>

<p>大字田代 字西平岩</p>	<p>大字田代字西平岩三一〇、三二一の一、三二一の二、三三二の二、三三三の二、三三四の二、三三五の二、三三六から三四二まで、三四三の一、三四四の一、三四六の二、三四七の二、三五〇の二、三五〇の三、三五一の一、三五二から三五四まで</p> <p>大字田代字西平岩のうち三一〇、三二一の一、三二一の二、三三二の二、三三三の二、三三四の二、三三五の二、三三六から三四二まで、三四三の一、三四四の一、三四六の二、三四七の二、三五〇の二、三五〇の三、三五一の一、三五二から三五四まで以外の区域</p>
<p>大字田代 字渡瀬</p>	<p>大字田代字渡瀬の全域</p> <p>大字田代字弥次郎田四一三の二</p> <p>大字田代字高橋山六八九の二から六八九の四まで</p>
<p>大字田代 字弥次郎田</p>	<p>大字田代字弥次郎田のうち四一三の二以外の区域</p>
<p>大字田代 字廣畑ケ</p>	<p>大字田代字廣畑ケのうち四五四の一の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字田代字澤ノ谷四八九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八四、四八六と一体をなす国有地の一部</p>

	<p>大字田代字成林六六九の二</p> <p>大字田代字高橋山六七六の二、六七八の二</p>
<p>大字田代 字澤ノ谷</p>	<p>大字田代字慶畑ケ四五四の一の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字田代字澤ノ谷のうち四八九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八四、四八六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字田代字成林六七〇の二、六七〇の三、六七一の二、六七一の三</p> <p>大字田代字高橋山六七七の二、六七八の三から六七八の五まで、六八六の二四</p>
<p>大字田代 字滝ノ谷</p>	<p>大字田代字滝ノ谷の全域</p> <p>大字田代字成林六五〇の二</p>
<p>大字田代 字成林</p>	<p>大字田代字成林のうち六五〇の二、六六九の二、六七〇の二、六七〇の三、六七一の二、六七一の三以外の区域</p>
<p>大字田代 字高橋山</p>	<p>大字田代字高橋山のうち六七六の二、六七七の二、六七八の二から六七八の五まで、六八六の二四、六八九の二から六八九の四まで以外の区域</p>

大字田代 字高丸	大字田代字高丸のうち七〇〇の八、七〇〇の一五、七〇〇の一七、七〇〇の二九、七〇〇の四三以外の区域
大字田代 字香水谷	大字田代字香水谷のうち七〇一の二以外の区域